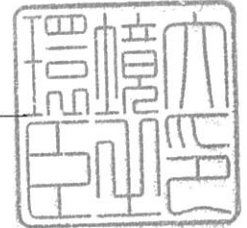


環水大土発第1701201号
平成 29 年 1 月 23 日

農業資材審議会
会長 山本 廣基 殿

環境大臣 山本 公



飼料用農作物残留に係る農薬登録保留基準等の見直しに関する意見聴取について

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第2項の規定に基づく「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年農林省告示第346号）において規定する作物残留に係る農薬登録保留基準及び土壌残留に係る農薬登録保留基準を別紙のとおり変更することについて、同法第16条第2項の規定に基づき、意見を伺う。

